

新関西国際空港株式会社は、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 26 条第 1 項の規定により、関西国際空港脱炭素化推進協議会及び大阪国際空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第 6 項の規定により公表します。

令和 5 年 2 月 27 日

新関西国際空港株式会社 代表取締役社長 千代 幹也

○協議会の名称

関西国際空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（令和5年9月1日現在）

<学識経験者>

田辺 新一 早稲田大学 理工学術院 創造理工学部建築学科 教授

<空港管理者>

新関西国際空港株式会社

<空港運営権者>

関西エアポート株式会社

<関係事業者>

全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、株式会社スターフライヤー、Peach Aviation 株式会社、関西国際空港航空会社運営協議会、関西国際空港ハンドリング4社会、株式会社エイエイエスケータリング、双日ロイヤルインフライトケイタリング株式会社、株式会社エージーピー、財務省大阪税関 関西空港税関支署、国土交通省大阪航空局 関西空港事務所、第五管区海上保安本部 関西空港海上保安航空基地、泉州南消防組合 泉佐野消防署、関西国際空港熱供給株式会社、空港施設株式会社、日本郵便株式会社、関西空港通関協議会、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、岩谷産業株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、関西国際空港リムジンバス等運営協議会、一般社団法人関西国際空港タクシー運営協議会、株式会社こうべ未来都市機構

<関係地方公共団体>

大阪府

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項

○協議会の名称

大阪国際空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（令和5年9月11日現在）

<学識経験者>

下田 吉之 大阪大学 大学院工学研究科 教授

<空港管理者>

新関西国際空港株式会社

<空港運営権者>

関西エアポート株式会社

<関係事業者>

全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、アイベックスエアラインズ株式会社、株式会社ジェイエア、株式会社エージーピー、株式会社 ENEOS スカイサービス、大阪ハイドラント株式会社、マイナミ空港サービス株式会社、国土交通省大阪航空局大阪空港事務所、株式会社オムテック、空港施設株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、大阪モノレール株式会社、大阪国際空港リムジンバス協議会

<関係地方公共団体>

大阪府、兵庫県、伊丹市

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項